

IASBによるデリバティブの更改に関する公開草案の公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRS センター・オブ・エクセレンス

要点

- 本EDは、ヘッジ手段のデリバティブの契約の相手方を集中清算機関（CCP）に更改する際に、特定の要件を充足する場合、（IAS第39号及び公表予定のIFRS第9号のヘッジ会計の規定において）ヘッジ会計の継続を認めることを提案している。
- 店頭デリバティブに関して、いくつかの法域において法令及び規則を変更し、そのうちの多くの法域が契約の相手方を集中清算機関に更改することを要求しているが、本EDは、こうした状況に対応している。
- 本提案のコメント期限は、2013年4月2日である。

はじめに及び背景

2013年2月、国際会計基準審議会（IASB）は、公開草案ED/2013/2「デリバティブの更改とヘッジ会計の継続（IAS第39号及びIFRS第9号の修正案）」（以下、「ED」という）を公表した。本公開草案は、IAS第39号「金融商品（認識と測定）」及びIFRS第9号「金融商品」のヘッジ会計の規定の限定的範囲の修正を提案している。本EDは、特定の状況においてデリバティブの相手方を集中清算機関（CCP）に更改（novated）することが要求される場合の、ヘッジ会計に関する救済措置を提案している。

（金融危機に対応した20カ国・地域（G20）財務相・中央銀行総裁会議のコミットメントを受けて）各法域において、契約の相手方を集中清算機関に更改するように、店頭（OTC）デリバティブに関する法令及び規制を変更している。

見解

欧州市場インフラ規制（EMIR）は、デリバティブの集中清算と取引所での取引を求めることによって、国際的に一貫した方法により、店頭デリバティブに関する透明性や規制監督の改善のための法域における変更の一例である。IFRS解釈指針委員会は、EMIRを背景として、更改（すなわち、デリバティブ契約の相手方を新しい相手方に変更する）を求める規制の導入を受けて、ヘッジ会計を中止するべきかどうかという論点を、最初に検討した。IFRS解釈指針委員会は、本EDを推進したIASBにこの問題を委ねた。

こうした法令や規制の対象であるデリバティブの多くは、ヘッジ関係に指定されている。（更改が当初のヘッジ契約書類で予定されていないと仮定すると）更改は当初のヘッジ手段の終結又は失効にあたるため、IAS第39号では、こうした状況ではヘッジ会計の中止を企業に求めている。

IASB及びIFRS解釈指針委員会は、共に、IAS第39号では更改に関する会計処理が明確であると考えているが、法令制定による強制によって経済的ヘッジ活動の内容が根本的に変化するとは考えていないため、既存のヘッジ関係の中止をもたらす会計処理は有益ではないと考えている。そのため、IAS第39号の要求事項（及び公表予定のIFRS第9号のヘッジ会計の規定に含まれる予定の要求事項）に対して限定的な例外を設けることを提案している。

見解

米国の「金融規制改革法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010）」の公表を受けて、米国証券取引委員会（SEC）は米国会計基準におけるヘッジ会計の類似論点についての対策を講じている。

提案内容

本EDは、ヘッジ手段のデリバティブの相手方を集中清算機関に更改させられる際に、以下のすべての要件を満たす場合は、当該ヘッジ手段の更改を、ヘッジ会計の中止をもたらす失効又は終結と考えるべきではないことを提案している。

- 更改が、法令又は規制により要求されている。
- 更改の結果、集中清算機関が、各当事者に対する更改されたデリバティブの新たな相手方になる。
- 更改されたデリバティブの契約条件の変更が、当該更改されたデリバティブの契約条件に影響させることが必要なものだけに限定されている。

更改によるデリバティブの公正価値の変動は、デリバティブの測定、ひいてはヘッジの有効性の測定に反映される。

見解

本提案は、任意に更改したデリバティブについては、ヘッジ会計の継続を認めていない。また、更改による変更が、当初から契約の相手方が集中清算機関であったと仮定した場合に存在していたであろう契約条項と不整合である場合も、ヘッジ会計の継続を認めていない。本EDは、ヘッジ会計の継続が認められる契約条項の変更についてのいくつかの例を挙げている。例えば、更改の結果生じた更改されたデリバティブの契約上の担保要求の変更、集中清算機関との間の債権残高と債務残高の相殺に関する権利の変更、集中清算機関によって賦課される手数料の変更などである。しかし、満期日又は契約上のキャッシュ・フローの変更については、ヘッジ会計の継続を認めていない。

発効日及びコメント期間

本EDは、発効日を規定していないが、早期適用を認めることを提案している。IASBは、EDについて受領するコメントを検討し、必要なデュー・プロセスを行った後に、発効日を決定する予定である。

本EDのコメント期限は、2013年4月2日である。

見解

EDへのコメント期間は30日間である。これは、IFRS財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」における最短の許容される公開期間である。新しい法律又は規制によって、OTCデリバティブの集中清算機関による清算を強制されること が差し迫っているため、IASBは、短いコメント期間の必要性を考慮している。

以上